

《参考資料》

令和8年9月20日執行桑折町議会議員補欠選挙における

選挙運動費用の公費負担制度

Q&A

このQ&Aは、桑折町議会議員補欠選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考としていただくために作成したものです。

他の選挙(衆議院議員選挙・参議院議員選挙など)とは制度の内容に異同がありますのでご注意ください。

公費負担に関するQ&A

○目次

【1共通】

- | | | |
|--|---|---|
| 1. 「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。 | … | 1 |
| 2. 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。 | … | 1 |
| 3. 使用(作成)証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後、すぐに行うべきですか。 | … | 1 |
| 4. 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。 | … | 1 |

【2自動車の借入れ】

- | | | |
|--|---|---|
| 1. 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。 | … | 2 |
| 2. 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。この場合、2台とも公費負担の対象になりますか。 | … | 2 |
| 3. 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。 | … | 2 |
| 4. レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。 | … | 2 |
| 5. 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公負担請求することができますか。 | … | 2 |
| 6. 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。 | … | 3 |
| 7. 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。 | … | 3 |

8. 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。	...	3
9. レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どれくらい価格で契約をすればいいのですか。	...	4
10. 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。	...	4
11. 選挙運動用自動車についてハイヤー契約(自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約)を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。	...	4

【3燃料の供給】

1. 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか。	...	5
2. 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。	...	5
3. 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか。	...	5
4. 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。	...	5

【4運転手の雇用】

1. 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。	...	6
2. 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。	...	6
3. 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。	...	6
4. 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。	...	6
5. 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。	...	6

【5選挙運動用ポスターの作成】

- | | | |
|---|-----|---|
| 1. 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。 | ... | 7 |
| 2. ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。 | ... | 7 |
| 3. 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか。 | ... | 7 |
| 4. 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。 | ... | 7 |
| 5. ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。 | ... | 8 |

【6選挙運動用ビラの作成】

- | | | |
|--|-----|---|
| 1. 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか。 | ... | 9 |
| 2. 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。 | ... | 9 |
| 3. 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか。 | ... | 9 |
| 4. 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。 | ... | 9 |

【7選挙運動用葉書の交付・郵送】

- | | | |
|---------------------------------------|-----|----|
| 1. 選挙運動用葉書の交付又は郵送にあたって注意すべき点がありますか。 | ... | 10 |
| 2. 選挙運動用葉書を路上で選挙人に手渡ししようと思いますが、可能ですか。 | ... | 10 |
| 3. 通常葉書の作成に要する費用について公費負担が受けられますか。 | ... | 10 |

公費負担に関するQ&A

【1 共通】

Q1 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか

A1 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容(金額、数量)の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

A2 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q3 使用(作成)証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

A3 それぞれの契約履行後に行ってください。

使用(作成)証明書は、いずれも実際に基づき使用(作成)するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか？

A4 町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。
(印影など一部非開示部分あり)

【2自動車の借入れ】

Q1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

A1 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。
候補者1人につき1台です。

Q2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？この場合、2台とも公費負担対象になりますか？

A2 公費負担の対象は、選挙運動用自動車 1 台分です。
なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台です。

Q3 選挙運動用自動車として 1 台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？

A3 公費負担の対象は、選挙運動用自動車 1 台分のみです。

Q4 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？

A4 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。
車両本体以外の費用(看板レンタル代、スピーカーレンタル代等)が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q5 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？

A5 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。
したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。
※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

■ Q6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入をする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？

A6 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

■ Q7 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額は？

A7 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

■ Q8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

A8 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア：候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

イ：ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）したがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか？

A9 契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容(金額、数量等)の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか？

A10 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約(自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約)を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

A11 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号様式八に規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

【3燃料の供給】

■ Q1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか？

A1 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。
ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額(7,700円に選挙運動期間の日数5日間を乗じて得た金額)を比較して、いずれか低い方の金額となります。

■ Q2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

A2 対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

■ Q3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか？

A3 請求できます。
ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

■ Q4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

A4 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。
なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番(登録番号様式)、④給油金額が記載されている必要があります。

【4運転手の雇用】

Q1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？

A1 転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。
契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？

A2 選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象となりません。

Q3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？

A3 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。
同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。
同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？

A4 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。
したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費(宿泊代等)は公費負担の対象とはなりません。

Q5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？

A5 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。

【5選挙運動用ポスターの作成】

■ Q1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

A1 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

■ Q2 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

A2 ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。(金額、作成枚数に上限があります。)

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

■ Q3 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか？

A3 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。
通常葉書の印刷費用は対象となりません。

■ Q4 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A4 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q5 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

A5 この場合、全額を公費負担できない場合があります。

「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。

公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

(例)

ア: 条例の限度枚数 33枚

イ: 条例の限度単価 10,171円

ウ: 実際の作成枚数 50枚

エ: 実際の作成単価 1,500円

計算方法

・(公費負担の対象枚数)⇒枚数について、条例の限度と実際の枚数を比較
アまたはウの少ない方⇒33枚(A)

【正しい計算方法】

・(公費負担の対象単価)⇒単価について、条例の限度と実際の単価を比較
イまたはエの少ない方⇒1,500円(B)

・(公費負担額)⇒枚数、単価のそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。

(A) (B)

33枚×1,500円=49,500円(正しい請求金額)

【誤った計算方法】

「限度枚数(33枚)×限度単価(10,171円)」で算出される額

『335,643円』を限度額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数(ウ)と実際の作成単価(エ)を掛け合わせて算出した。

(ウ) (エ)

50枚×1,500円=75,000円(誤った請求金額)

【6選挙運動用ビラの作成】

■ Q1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

A1 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

■ Q2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか？

A2

- ・枚数…町長選挙 5,000枚以内
町議(補欠)選挙 1,600枚以内
- ・種類…2種類以内
- ・規格…長さ 29.7cm×幅21cm(A4版) 両面印刷が可能
- ・記載内容…特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
- ・証紙の貼付…頒布するビラには町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

■ Q3 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？

A3 次の場所において頒布することができます。

- ・新聞折り込みによる頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・該当演説の場所における頒布

■ Q4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A4 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

【7選挙運動用葉書の交付・郵送】

■ Q1 選挙運動用葉書の交付又は郵送にあたって注意すべき点がありますか？

A1 候補者は、選挙運動のために通常葉書を無料で頒布することができます。

通常葉書を使用できる枚数は町長選挙の場合2,500枚まで、町議(補欠)選挙の場合は800枚まで定められています。通常葉書の交付は、福島東郵便局で葉書の交付を受ける方法、又は、手持ちの通常葉書(私製を含む)に福島東郵便局で選挙用の表示を受けて、選挙郵便物にあてる方法があります。

差し出す場合は、直接ポストに入れずに、必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて福島中央郵便局の窓口へ差し出してください。ポストに入れると配達されません。

不明な場合は、桑折町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

■ Q2 選挙運動用葉書を路上で選挙人に手渡ししようと思いますが、可能ですか？

A2 通常葉書の頒布は、郵送に限られています。郵便局の窓口から発送してください。

通常葉書を路上等で手渡しすることは、公職選挙法により禁止されています。

■ Q3 通常葉書の作成に要する費用について公費負担が受けられますか？

A3 通常葉書の作成に要する費用は、国政選挙に限り公費負担の対象となっています。

町長選挙及び町議(補欠)選挙においては、公費負担の対象外です。